

都市計画法第 16 条に基づく都市計画原案の縦覧結果及び 都市計画原案に対する意見の要旨

舟渡四丁目南地区に係る都市計画原案を令和 4 年 2 月 21 日から 3 週間、公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法第 16 条第 1 項、第 2 項及び、東京都板橋区都市づくり推進条例第 30 条第 3 項の規定により、意見書の募集及び住民説明会を開催した。

縦覧の実施概要、意見書及び住民説明会で提出された意見の要旨は以下のとおりである。

1 対象となる都市計画の種類

- ・ 東京都市計画地区計画の決定（舟渡四丁目南地区地区計画）
- ・ 東京都市計画高度利用地区の変更（舟渡四丁目南地区）
- ・ 東京都市計画高度地区の変更

2 公告、縦覧及び意見書の募集期間

- ・ 公告日：令和 4 年 2 月 21 日（月）
- ・ 縦覧期間：令和 4 年 2 月 21 日（月）から令和 4 年 3 月 14 日（月）まで（3 週間）
- ・ 意見書の募集期間：縦覧期間と同じ

3 縦覧者及び意見書の件数

- ・ 縦覧者：0 名
- ・ 意見書の件数：0 件

4 住民説明会の開催概要

本件都市計画原案に関する住民説明会を、令和 4 年 3 月 4 日・5 日に舟渡地域センターで開催し、合計で 15 名出席し、1 件の意見が提出された。

- ・ 令和 4 年 3 月 4 日（金）19 時 00 分～20 時 30 分 8 名出席、意見 0 件
- ・ 令和 4 年 3 月 5 日（土）10 時 00 分～11 時 30 分 7 名出席、意見 1 件

5 意見の要旨と区の見解

(1) 本都市計画原案に関しない参考意見

【1名・1件】

名称	意見の要旨	区の見解
■その他	本計画地の地盤を、荒川の土手よりも1m高い高さにしたかった。この地域は全体が浸水してしまうので、水害があると高台に避難するしかない。本計画地の地盤を上げれば、舟渡の住民が本地に避難できるようになる。地域全体の地盤を上げるのは100年かかると考えているが、本計画地がそのモデル地区になればよいと考えていた。100年後を考えて、いまから動かなければ住みやすい舟渡地区はできないと考えている。	

6 根拠条文

●都市計画法

(公聴会の開催等)

第16条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る 区域内の土地の所有者その他法令で定める利害関係を有する者 の意見を求めて作成するものとする。

●都市計画法施行令

(地区計画等の案を作成するに当たって意見を求める者)

第10条の4 法第十六条第二項の政令で定める利害関係を有する者は、地区計画等の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

●東京都板橋区都市づくり推進条例

(都市計画の案の作成手続)

第29条 法第16条第1項に規定する公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置は、規則で定める。

(地区計画等の案の作成手続)

第30条 区長は、法第16条第2項の規定により地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案という。）を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 地区計画等の原案の縦覧場所

2 区長は、前項に定めるもののほか、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な周知措置を講ずるものとする。

3 法第16条第2項に規定する者は、第1項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見があるときは、当該公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、意見書を区長に提出することができる。

●東京都板橋区都市計画公聴会の開催等に関する規則

(住民の意見を反映させる措置)

第2条 板橋区長（以下「区長」という。）は、都市計画の案を作成しようとするときは、住民の意見を反映させる措置として、公聴会又は公聴会に代わる説明会を開催しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。